

●香川県告示第317号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成22年7月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和60年香川県告示第328号の4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料等の納付をする場合で前納する必要のないもの) 第4条 略</p> <p>(1)～(24) 略</p> <p>(25) 国又は地方公共団体が納付する新規産業創出支援センター（以下この号において「センター」という。）の使用料のうち前納が困難であるもの、<u>センターの使用料のうちその納付に係る納入通知書に記載する納付期限が、規則第28条第2項の規定により、その利用をする日以後の日となるもの及びあらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合のセンターの電磁環境試験設備使用料並びにセンターの電磁波特性試験手数料</u></p> <p>(26)～(37) 略</p> <p>(38) <u>科学技術研究センターの使用料のうちその納付に係る納入通知書に記載する納付期限が、規則第28条第2項の規定により、その利用をする日以後の日となるもの及びあらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合の科学技術研究センターの機器使用料</u></p>	<p>(使用料等の納付をする場合で前納する必要のないもの) 第4条 規則第25条第1項に規定する特に定める場合は、次に掲げるものを納付する場合とする。</p> <p>(1)～(24) 略</p> <p>(25) 国又は地方公共団体が納付する新規産業創出支援センター（以下この号において「センター」という。）の使用料のうち前納が困難であるもの及びあらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合のセンターの電磁環境試験設備使用料並びにセンターの電磁波特性試験手数料</p> <p>(26)～(37) 略</p>

附 則

この要綱は、平成22年7月30日から施行する。